

データ利活用の促進に向けた制度について (行為規制の前提となるデータの要件に係る検討)

平成29年7月

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会

行為規制の前提となるデータの要件における論点

論点 1 . 管理に係る論点

論点 2 . 有用性に係る論点

論点 3 . 投資に係る論点

論点 4 . オープンデータに係る論点

論点 5 . データ量に係る論点

論点 6 . その他の論点

論点 1 : 管理に係る論点

中間とりまとめにおいて、データを保有・管理する者が、当該データへのアクセスを認めていない者によるデータへのアクセスや取得を防止したいとの意思を、第三者が認識できる状態となっていることを、保護対象とするデータとすべきとされたところ。

悪質性の高い行為による取得等の行為を規制するにあたり、保護対象となるデータに関して、どのような管理がなされていることを、その要件とするか。

< データの管理の分類 >

1. 無制限・無条件で、提供しているデータ
2. 利用規約等により取扱いを明示して提供するデータ
(例)複製・転載・リバースエンジニアリング禁止など、利用規約等に取扱いを示した上で、HP等に公開して提供・共有するデータ
3. データ等に関して一定の技術的な管理()を行った上で提供するデータ
(例)データにパスワード等の技術的なプロテクトを施した上で、購入・課金支払、利用登録等をした者のみに、データへのアクセスを許可しているデータ
本検討においては、“技術的な管理”とは、なんらかの技術的なプロテクト手段との広い概念とする。例えば、ID / パスワードによる管理、専用アプリでしか利用できないデータ、専用線でやり取りするデータなど、技術的なレベルは問わない。(単に管理情報(保有者を特定する情報等)のみをデータに付与する技術は該当しない。)
4. 特定者間でデータを共有するにあたり、特定者以外によるアクセス等を防ぐために一定の技術的な管理がなされているデータ
(例)特定者間で共有・提供されるデータ(規約等によりデータの使用・アクセス等の取扱いを互いに認識している。特定者以外に対しては技術的な管理がなされている(特定者間においても技術的な管理がなされていることも多い)。)

< 検討の視点 >

- ü データの収集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることのできる環境の整備が新たな制度の構築の目的である。データ提供者等は、業務の継続的な実施や、対価の確実な回収を行うために、データにアクセス管理等の技術的な管理手段を施した上でデータの提供・共有を行っている実態がある(上記3, 4)。
- ü 一方で、データを取得した者 / 取得しようとする者(アクセスできない第三者も含む)にとっても、これらのデータの取扱いに関して、データの提供者の管理意思を認識できるため、当該行為を規制を導入しても、データ利用を過度に萎縮することはないと考えられる。

論点 1 : 管理に係る論点

(事務局案)

一定の認識ができる状態として、「一定の技術的な管理がなされていること」を悪質性の高い行為による取得等の行為規制対象の要件とする。(下記 3、4)

< アンケート、ヒアリングによる具体的事例 >

保護検討データ	管理の実態	具体的な活用事例
1 . 無制限・無条件で、提供しているデータ	管理なし	
2 . 利用規約等により取扱いを明示して提供するデータ	利用規約により管理意思の提示	・ウェブサイト上の気象情報提供サービス
3 . データ等に関して一定の技術的な管理を行った上で提供するデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ I D / パスワード・暗号化 (HP によるデータ提供、DVD、USB 等の媒体によるデータ提供) ・専用回線 (暗号化された通信を含む) ・専用アプリ・ソフトウェアのみによるアクセス・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B to B による気象情報提供 (パスワード、専用回線) ・人体計測データのファイルにパスワードをかけた上でメールで提供 ・個別患者の臨床試験の電子データ (契約及びアクセス制限) ・製品のサービス (部品番号、外観図などの図面、仕様書等) 情報 (パスワード)
4 . 特定者以外によるアクセス等を防ぐために一定の技術的な管理がなされているデータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ I D / パスワード・暗号化 (HP によるデータ提供、DVD、USB 等の媒体によるデータ提供) ・専用回線 ・専用アプリ・ソフトウェアのみによるアクセス・使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者のバイオマーカーのデータ (アクセス制限及び利用規約) ・匿名化された体調や生活習慣等の健康に関するデータ (パスワード及び利用規約) ・交通やエネルギー等のインフラ関連のデータ、工場等の生産設備等から発生するデータ (暗号化、契約)

↑
事務局案
↓

業務の継続的な実施や投資回収を確実にするために技術的な管理を施している

論点 1 : 管理に係る論点

(1) 「技術的な管理」の範囲について

< 検討の視点 >

- ü 「技術的な管理」については、データを取得した者 / 取得しようとする者（アクセスできない第三者も含む）がデータの提供者の管理意思を認識できるものとして、データへのアクセスや取得等を制御する手段としたい。実態を踏まえ、具体的には以下の手段等を想定。
 - ・ ID・パスワードによる管理
 - ・ 専用回線によるデータの提供
 - ・ 専用アプリ・ソフトウェアのみでの閲覧・利用 等
- ü 上記の手段は、それが施されることより、データ取得者等がデータ提供者の管理の意思を認識できると考えられる。
- ü 技術レベルとしては、データ取得者がデータ提供者の管理の意思を認識できる程度とし、プロテクトの技術的なレベルを問うものとはしない（もちろん、高度な技術により破られにくいプロテクトが施されている方が望ましい。）。

(事務局案)

技術的な管理については、データ取得者等がデータ提供者の管理の意思を認識できるものとして、ID・パスワード管理、専用回線によるデータの提供、専用アプリ・ソフトウェアのみでの閲覧・利用等を可能とする等のデータへのアクセスや取得等を制限する手段とする。

論点 1 : 管理に係る論点

(2) 「 2 . 利用規約等により取扱いを明示し、H P 等で提供するデータ」の扱い

< 検討の視点 >

(保護のニーズ)

○ H P でのデータ提供を行うにあたり、無断複製禁止、無断転載禁止等のデータの取扱いを明記しているものの、広告収入によるビジネスを行っており、アクセス数・閲覧数の増加を図る観点から I D ・パスワードをかけることができないデータについても保護を求める声がある。

(問題点等)

これらデータを保護対象とすると、

- ・善意でデータを取得等する者は、データの取扱いを慎重に確認することが必要となる。
- ・不注意により利用規約等を見逃したことによる訴訟が増加する。
- ・自動クロールなどにより、善意者がデータの取扱いを認識せずにデータの抽出・収集されることも想定される。

ため、データ利活用が進まなくなるおそれがある。

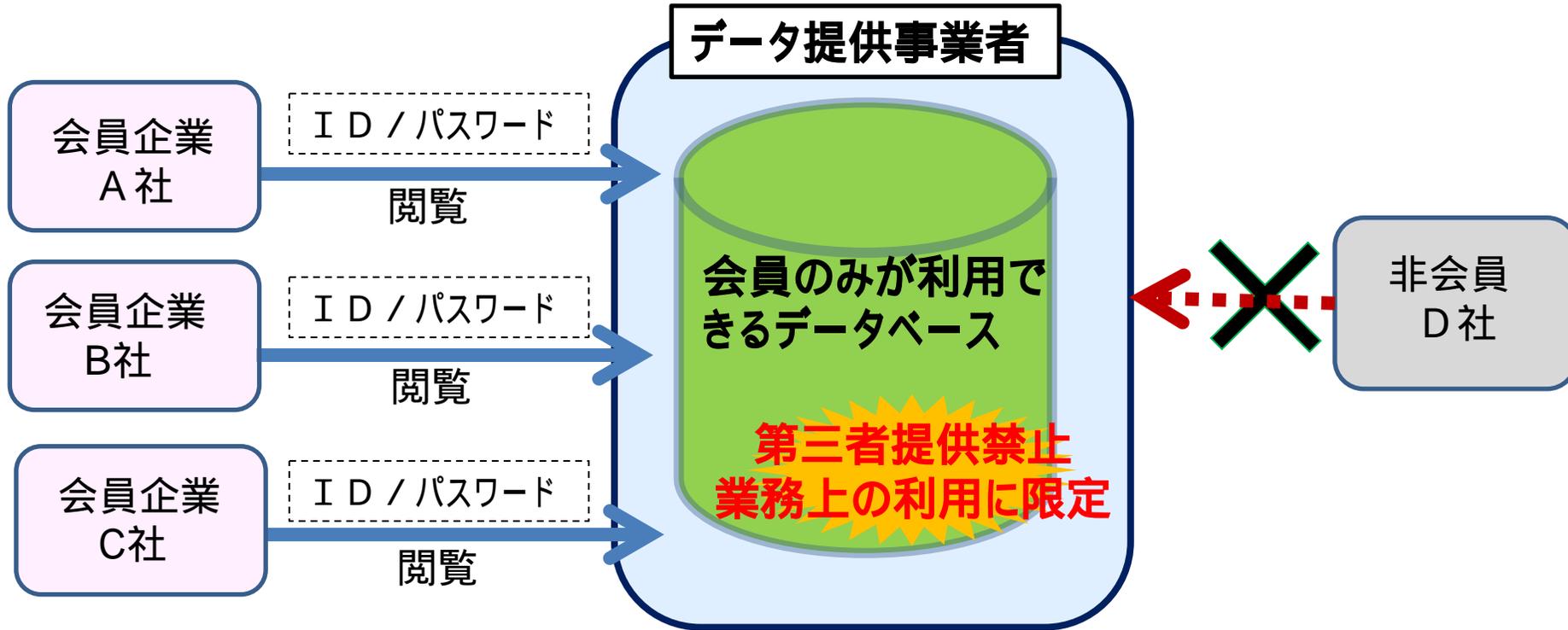
(事務局案)

「利用規約等により取扱いを明示し、H P 等で提供するデータ」については、一定の保護ニーズはあるものの、善意のデータ取得者の負担増加や不注意による訴訟増加の懸念等の観点から、**今回の検討では、保護対象には含めないこととし、今後、保護のニーズと上記問題点等を考慮しつつ、引き続き検討を行う。**

(参考) 特定の者のみにデータを公開しているケース

類型 : 会員のみが利用できるデータベース

(「3 . データ等に関して一定の技術的な管理を行った上で提供するデータ」の類型)



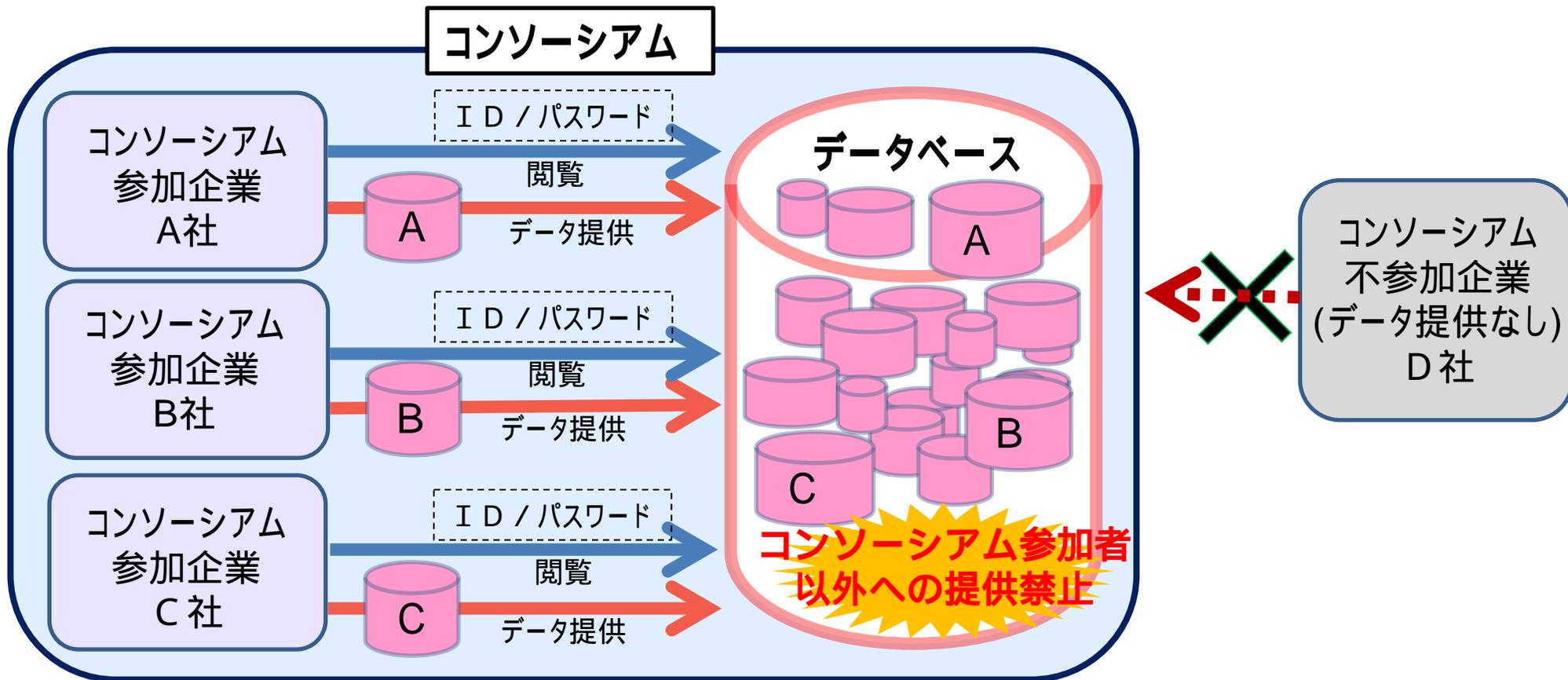
< 契約・管理の実態 >

- ・アクセスを制限し、ID / パスワードで管理。
- ・その複製や、業務上の利用を規約等で制限している。
 - 有料のデータベース (判例分析、トレンド分析、二次加工した気象データ等)

(参考) 特定の者のみにデータを公開しているケース

類型 : 各社が互いに情報を出し合い共有しているデータベース

(「4. 特定者以外によるアクセス等を防ぐために一定の技術的な管理がなされているデータ」の類型)



< 契約・管理の実態 >

- ・データを提供した企業のみアクセスを制限。
 - 医療業界において健常者データなどを共有するコンソーシアム、部素材・物質等のデータを共有するコンソーシアム

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (管理に係る論点)

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)()保護対象>

データの管理性

<方向性>

保護対象として、データの保有・管理を行う者が当該データに対してのアクセスを認めていない者に対して、アクセスを認めていない者がデータを取得やアクセスすることを防止したいとの、データを保有・管理する者の意思について一定の認識ができる状態となっているデータ等を対象とする。

データの保護対象として、あらゆるデータを保護することになると、保護すべきデータの外縁が不明となり、第三者が意図せずに、保護に対する侵害行為を行うおそれがあり、あまりに広範なものを対象とすることは適切でない。少なくとも、外見上に保護対象となるデータを認識できることが必要であり、一定の管理が認識されるものであることが必要である。また、保護を与えるためには、一定の自助努力が必要であり、そのためにも、例えば下記の事例のように、一定以上の技術水準の保護を施していることを要件とすることも考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見(抜粋)>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・データの利活用が阻害されないような保護対象の枠を議論していくべき。
- ・保護対象を広げすぎるべきではない。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・管理の意思だけでなく、技術的な保護手段が用いられていることも要件とすべきと考える。高度な管理手段を設定せずにHP上に掲示する等の行為自体は契約的にも法的にも保護されるべき利益を放棄したと見なされ得る。
- ・データ収集の「投資」の有無については有用性の評価や管理の動機として考慮される可能性はあるものの、データの保護要件としては外形上表される管理の意思によるべきであって要件として考慮すべきではない。

論点 2 : 有用性に係る論点

中間とりまとめにおいて、一定の有用性を有するデータを、保護対象とすべきとされたところ。
悪質性の高い行為による取得等の行為を規制するにあたり、保護対象となる / 対象としない（除外する）データに関して、どのような有用性を有する / 有しないことを、その要件とするか。

< 検討の視点 >

- 行為規制の対象として、違法又は公序良俗に反する内容の情報（ ）に係るデータの取得等の行為は対象から除外すべきであると考えられる。（営業秘密に関しても、公序良俗に反する内容の情報などは、法律上保護される正当な利益が乏しい情報であり不正取得等の行為規制の対象とはならず、今回の検討のデータについても同様に考えるのが良いのではないか。）

違法又は公序良俗に反する内容の情報の例

- ・不正アクセス用のパスワード、シリアルコード等の不正行為に使用するための情報
- ・スパイウェアが入ったデータ

- 一定以上の価値を有するものに保護対象を限定するとの観点から「実際の使用による商業的価値（収益等）の有無」を要件とするとの考え方もある。一方で、自らは使用していないデータであっても他者のニーズに応じて提供されるデータも存在すること、データの商業的価値は裁判における損害賠償の額に考慮されるものであることなどから、データ保有者における実際のデータの使用、データによる収益の有無までは要件とはしないことが適当と考える。

（事務局案）

違法又は公序良俗に反する内容の情報に係るデータの取得・使用・提供については、規制の対象とする行為から除外するよう、要件を定める。

商業的価値に関しては、データの実際の使用や収益の有無までは求めず、営業秘密の要件と同様に、事業活動に有用であることを要件とする。

(参考) ヒアリング結果 (有用性に係る論点)

<ヒアリング結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- ・データの有用性の要件については、営業秘密と同様に、不正情報を排除する程度で十分であり、それほど重要ではない。
- ・プロテクトを外すような悪質性の高い行為を対象とするのであれば保護対象としてのデータの客体としては、公序良俗に反する情報を除く意味で、有用性の要件は入れてもよいが、管理性と有用性以外の要件は不要。
- ・財産的価値のあるものを対象とするような、営業秘密でいえば「有用性」といった要件が必要ではないか。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (有用性に係る論点)

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)()保護対象>

データの有用性

<方向性>

保護対象となるデータの範囲を画するにあたり、一定の「有用性」を有することを要件とする。

営業秘密においては、「『有用性』の要件は、公序良俗に反する内容の情報（脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報）など、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼があるといえる。」とされている。

データの保護にあたっては、公序良俗に反する内容の情報は保護対象から除外し、広く商業的価値が認められる情報を保護することが適切であると考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見（抜粋）>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・データの利活用が阻害されないような保護対象の枠を議論していくべき。
- ・保護対象を広げすぎるべきではない。
- ・時間の経過と共に価値が失われるデータが存在し、逆も存在することから、時間的要素の視点も必要ではないか。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・事業に実際に利用されていなくとも保護に値する状況は存するのではないか。

論点3：投資に係る論点

中間とりまとめにおいて、保護対象とするデータに関しては、データの収集・整備等に係る一定の費用、労力、知恵等を投入したこと等を考慮すべきとされたところ。

悪質性の高い行為による取得等の行為を規制するにあたり、保護対象となるデータに関して、費用、労力、知恵等の投資がなされていることをどのように要件とするか。

< 検討の視点 >

- データの収集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることのできる環境の整備が新たな制度の構築の目的である。保護対象としては、「投資がなされたデータ」を想定している。
- 投資を要件とする場合には、投資（金銭のみならず、労力、知恵等も含む）が、どの程度のなされた場合に保護対象とするかなど、投資の程度に応じて、保護対象となる / ならないに関する基準を設けるのは困難である。
- 一方で、論点1及び論点2で挙げたように、データ提供者等が、業務の継続的な実施や投資回収を確実にするために「一定の技術的な管理がなされていること」を要件とし、かつ「事業活動に有用である」データを保護対象とするのであれば、当該要件によって、一定の費用、労力、知恵等を投入していると考えられる。

（事務局案）

投資額の多寡など投資の程度に関しては、管理性の観点からの「一定の技術的な管理がなされていること」及び「事業活動に有用であること」を要件とし、投資の量的な程度に関しては特段の規定を設けない。

(参考)ヒアリング結果(投資に係る論点)

<ヒアリング結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- ・プロテクトを外すような悪質性の高い行為を対象とするのであれば保護対象としてのデータの客体としては、公序良俗に反する情報を除く意味で、有用性の要件は入れてもよいが、管理性と有用性以外の要件は不要。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (投資に係る論点)

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)()保護対象>
データ収集等への投資

<方向性>

データの不正利用等を規制するにあたっては、データの保護対象として、収集、整備等に係る一定の費用、労力、知恵等を投入したこと等を考慮する。

民法709条による損害賠償請求を認めた翼システム事件や読売オンライン事件(1.1(5))においても、他人の法的保護に値する営業活動上の利益の侵害認定の際に、「人が費用や労力をかけて情報を収集、整理していること」や「相応の苦労・工夫により作成されたもの」であったことを考慮したことなどを踏まえ、新たに不正競争行為として差止請求権により保護すべきデータの不正利用等の検討にあたっては、一定の費用等を投入したことなどを考慮し、その時点での価値等が損害賠償額などにも適切に反映されるよう検討する。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見(抜粋)>
(営業秘密小委における主な意見)

- ・データの利活用が阻害されないような保護対象の枠を議論していくべき。
- ・保護対象を広げすぎるべきではない。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・データ収集の「投資」の有無については有用性の評価や管理の動機として考慮される可能性はあるものの、データの保護要件としては外形上表される管理の意思によるべきであって要件として考慮すべきではない。

論点4：オープンデータに係る論点

データ提供事業者が管理・提供するデータに関して、他の事業者や政府機関等が無制限・無条件で提供しているデータ（“オープンデータ”）と同一、若しくは、オープンデータを統合・抽出したデータを含む場合に、当該事業者の提供するデータを保護対象とすべきか。

< 検討の視点 >

- ü 提供しているデータに、オープンデータを出典とするデータが含まれる場合であっても、大量のオープンデータ中から必要なデータを抽出したり、組み合わせたり、見やすい形式に加工することに、費用・労力・知恵を投入しているケースもあり、これらのデータに対して業務の継続的な実施や対価の確実な回収を行うために施されている技術的な管理手段を破り、当該データを取得する行為は規制すべきであると考えられる。
- ü 一方、オープンデータを出典とするデータが含まれても当該データを保護対象とする場合も、データを取得したいと考える者は、オープンデータとして提供されている場から必要なデータの取得ができるため、当該行為を規制を導入しても、データ利用を過度に萎縮することはないと考えられる。

（オープンデータを収集・分析・加工し提供している例：気象データ）

気象庁が提供するデータを収集し、ユーザーにとって必要な情報を抽出し、見やすい形に加工して、有償で提供するサービス。データの収集・抽出・加工にも、費用・労力・知恵を投下している。

（事務局案）

他の事業者等が無制限・無条件で提供しているデータであっても、「技術的な管理手段」が施され提供されるデータについて、当該技術的な管理を破ってデータを取得する行為は規制対象とする。

(参考) ヒアリング結果、中間とりまとめ抜粋 (オープンデータに係る論点)

<ヒアリング結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- ・公知のデータの場合、それらをまとめて管理する者のデータベースからデータを取得することを規制するのはやり過ぎかもしれない。
- ・公知データであってもプロテクションを外す行為は規制すべき。本当に公知データを集めただけの場合には、損害賠償額も少ないだろうし、データを差し止められても公知データから取得すれば良いので、問題にならないのではないか
- ・公知データを収集して有償で提供するサービスもあるが、ユーザーにとって必要な情報を見やすい形で提供しており、そこにサービスのポイントがあるから、これが無断で利用されることは困る。

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)()保護対象>

その他の観点

- ・公知情報を集めたデータであっても収集したことで一定の価値を有するデータは保護対象とする。

(中略)

また、公知情報を集めたデータであっても、収集することで一定の価値を生み出すものであれば保護することが適切と考えられる。

論点5：データ量に係る論点

悪質性の高い行為による取得・使用・提供の行為を規制するにあたり、データの取得等の量について、どの程度の量のデータを取得等した場合に規制対象とすべきか。

< 検討の視点 >

- ü 一定の技術的な管理を破ってデータを取得という行為を規制する観点から、取得したデータ量・割合の多寡に関わらず、規制すべきと考えられる。
- ü 例えば化学物質、ゲノムデータ等のように、そのデータの生成自体に多大な費用と労力を要し、商業価値を有するものが存在することから、データの量を問わず、保護対象とすべきと考える。

(事務局案)

取得されたデータの量を問わず、その悪質性の高い行為による取得・使用・提供を規制する。

(参考) ヒアリング結果、中間とりまとめ抜粋 (データ量に係る論点)

<ヒアリング結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- ・プロテクトを破る行為自体を規制すると整理し、データ量については問わなくてもよいのではないか

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)()保護対象>

データの性質

<方向性>

- ・保護対象となるデータとして、データ自体が単体、集合物であることを問わず全てのデータを対象とするか、集合物のみを保護対象とするかについて引き続き検討する。

単体、集合物の切り分けが難しいことに加え、データが単体であっても、その単体のデータを取得するにあたって大きな労力を費やしたものであって、取得者の競争力の源泉となり得るものであれば保護することが適切であり、保護対象となるデータとして、単体、集合物問わず、法的保護対象とすることが適切であるという意見がある一方で、対象を集合物に限定すべきとの意見もあり、今後は産業界のニーズ等を把握した上で検討を進めることが適切であると考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見(抜粋)>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・データの単体と集合物の境界は不明確であり、単体と集合物を容易に切り分けて一方を保護対象とすることは困難であると考えられる。
- ・データが単体であるよりも集合体である方が要保護性が高いとは言えると思うが、単体であっても保護すべきものはあるのではないか。
- ・一般的には集合体の方が保護する必要があることが多いとは思うものの、個人のゲノム情報のように、単体の情報だが含まれている情報が多く、利用可能性の高いものも存在するので、単体のデータをあえて保護対象から外す必要はないと考える。

論点 6 : その他の論点

悪質性の高い行為による取得・使用・提供の行為を規制するにあたり、保護対象となるデータに関する論点として、データの形態に関する論点、個人の保有するデータに関する論点が挙げられた。

(1) データの形態に関する論点

< 検討の視点 >

- ü あくまでも保護の対象はデータであって媒体ではない。
- ü 電子データを出力した紙媒体についても、それが第三者に提供されて転々流通することによる行為による損害は、そのデータの取得・提供される際の媒体に関わらず生ずる。

(紙媒体の例)

- ・FAXによる顧客向けのデータ情報サービス
- ・電子データを印刷した紙 等

(事務局案)

技術的な管理と破る等の悪質性の高い行為による取得等の行為を規制する観点から、データを持ち出したり、提供したりする際のデータの形態が、電子であるか、紙であるかなどその形態に関わらず、規制する。

論点 6 : その他の論点

(2) 営業行為を行わない個人が保有するデータに係る規制について

< 検討の視点 >

- ü 営業行為を行わない個人が保有するデータについても価値あるデータは存在する。
- ü 一方で、不正競争防止法に基づく、差止請求、損害賠償請求については、営業上の利益を侵害された場合の救済措置を定めるものであり、個人の所有するデータの侵害については、営業上の行為侵害としての規律が及ばないものとする。

(事務局案)

営業行為を行わない個人（事業活動と評価できないもの）が保有するデータに対する侵害行為については、請求主体性を認めないこととする。ただし、個人事業主等、事業活動と評価できる場合は、請求権者として認められ得る。

< 参考:天理教事件最高裁判決(最判平18.1.20) >

不正競争防止法は、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引社会を前提に、経済活動を行う事業者間の競争が自由競争の範囲を逸脱して濫用的に行われ、あるいは、社会全体の公正な競争秩序を破壊するものである場合に、これを不正競争として防止しようとするものにほかならないと解される。そうすると、同法の適用は、上記のような意味での競争秩序を維持すべき分野に広く認める必要があり、社会通念上営利事業といえないものであるからといって、当然に同法の適用を免れるものではないが、他方、そもそも取引社会における事業活動と評価することができないようなものについてまで、同法による規律が及ぶものではないというべきである。

(参考) ヒアリング結果、中間とりまとめ抜粋 (その他の論点)

<ヒアリング結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- ・ F A Xによる顧客向けのデータ情報の提供を行っているが、送付先で複製を作成されると困る。

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)()保護対象>

データの性質

<方向性>

- ・ 保護対象としては、データの媒体として電子媒体、紙媒体を問わないが、まずは、電子データを念頭において検討する。

(中略)

また、情報は紙媒体と電子媒体の二種類の形で存在することが考えられるところ、本検討が第四次産業革命においてデータの利活用を進めるとの文脈から開始されていることに鑑みれば、電子データをまず念頭において検討することが適切と考えられる。

その他の観点

- <方向性> ・ 営業行為を行わない個人のデータについては保護対象外とする。

(中略)

営業行為を行わない者が有するデータについては、一定の保護すべき事情は存在するものの、あくまで不正競争行為とは認められないことから、法の保護対象外とすることが適切と考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見(抜粋)>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・ データが紙で存在する場合も、すぐにデータ化することはできる。したがって、電子データだけを保護対象にすると決め打ちしないほうが良いのではないか。